

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

受理番号	241	受理年月日	令和3年5月27日
件 名	新型コロナワクチンの安全性の公表		
要 旨	<p>令和2年10月23日健発1023第3号厚生労働省健康局長通知の新型コロナワクチン接種体制確保事業実施要項により実施されている新型コロナワクチン接種体制確保事業に関する手引き(2.2版)によると、市町村は、住民に対して、情報提供や個別通知の発送を行うと記載がある。この情報提供について厚生労働省に問い合わせたところ、情報提供とは、ワクチンのリスクや副反応のワクチン全般に関わる情報も含むという回答であった。</p> <p>この記載に基づき、京都市ホームページや、きょうと市民しんぶん令和3年4月1日号、5月1日号を確認したところ、これまで認められている副反応やアナフィラキシーショックが起こりうる場合等についての十分な説明が確認できなかった。</p> <p>また、京都市新型コロナワクチン接種ポータルサイトの項目、接種を受ける際の同意についてにおいて、ワクチンの接種を受ける方には、接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解したうえで、自らの意思で接種を受けていただきます。同意がないまま、接種が行われることはありませんとの記載があるところ、意思を決定するに当たり必要と考えられるワクチン接種による副反応のリスク等をはじめとした情報は、問合せ先が掲載されているのみであり、情報の開示の程度は不十分かと考えられる。</p> <p>厚生労働省によると、令和3年2月17日から同年5月2日までの期間において、5,560件の副反応被害(死亡含む)が報告されている。</p> <p>京都市においては、令和3年4月12日より高齢者施設でのワクチン接種が開始、同月14日付け発行の接種券同封チラシにワクチンの接種は強制ではありませんという表記はあるが、副反応のリスクについての説明等、接種の判断のために必要と考えられる情報は十分ではないと考える。</p> <p>これらの状況から、市民がワクチンの接種を判断するための情報は不十分であり、このことは市民がワクチンのリスクを考慮できないまま判断する可能性をはらんでいると考える。</p> <p>京都市基本構想第2章第2節、2魅力あふれるまちには、市民文化の成熟にはまた、まちづくりを主体的に担っていくようなひとづくりが不可欠とあり、この市民文化の成熟に必要な京都市民の卓越した能力の一つに本物を見抜く批評眼(めききの文化)とある。何が本物なのかを見抜くためには情報が必要である。</p> <p>については、情報提供を先駆けて実施するよう以下のことを願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ワクチンのリスクに関する情報を速やかに、分かりやすく市民に周知すること。 京都市ホームページのトップページあるいは、京都市新型コロナワクチン接種ポータルサイトに、全市民に対してワクチンの重篤な副反応やリスクについての記載を早急に分かりやすく周知すること。 高齢者などインターネットでの確認が難しい方々でも容易に認識し、理解できるような情報提供を行うこと。 		
陳情者			
回付委員会	教育福祉委員会		